

2. 公園を取り巻く状況

2.1 公園の役割

公園とは、法律上の定めはないものの、国土交通省が定める「第13版 都市計画運用指針」においては、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震火災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地と示されています。

公園の効果については、以下の2つの効果を持っています。

【公園の効果】

利用効果：公園緑地を利用する住民にもたらされる効果

存在効果：公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等の都市構造上にもたらされる効果

参考 公園の効果



出典：国土交通省

2.2 国の動向

(1) 新時代における公園行政に求められる観点

国土交通省では「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会（平成 26 年 11 月設置）」において、「ストック効果をより高める」、「民間との連携を加速する」、「公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 点を重視し、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの方向性を示しています。

また、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤が一定程度整備されたステージにおいて、公園行政は緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に発揮させるステージへ移行すべきとされています。

(2) ストック効果向上について

公園のストック効果を高めるための工夫として、ストックの再編の考え方には、「機能の再編」と「配置の再編」の 2 つがあります。

今後はこの 2 つの再編の考え方を重視することが求められています。

「機能の再編」

- ・公園ごとの特性に応じて魅力向上、機能分担を行う
- ・核となる公園を中心として機能重複の解消、選択と集中による魅力向上を図る

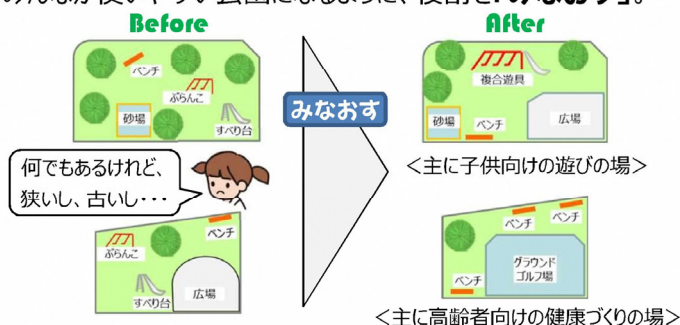
「配置の再編」

- ・小規模公園の集約・統合により機能向上を図る
- ・公園用地を活用して公共施設を集約化し都市機能の向上を図る

参 考 公園の再編のイメージ

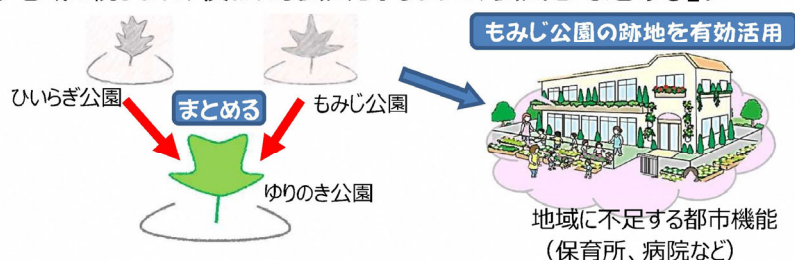
【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



出典：国土交通省

(3) 今後の公園のあり方について

令和4年には国土交通省から民間との連携による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について提言が示されています。

この提言では「使われ活きる公園」の実現に向けて、3つの取組みが求められています。

- ◇新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする
- ◇しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる
- ◇管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる

出典：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省）」資料

(4) 都市公園以外の公園のあり方の見直しについて

令和7年3月19日に国土交通省から「開発行為に伴い設置する公園について（技術的助言）」の通知が発出されています。

本通知では、適切な維持管理が困難になっている開発行為に伴う既存公園についても、公園ストックの再編・廃止について検討すべきとの考え方が示されています。

2. 公園等のストック再編・廃止について

過去に開発行為に伴い設置した小規模な公園等（以下「既存公園等」という。）については、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や周辺住民のニーズの変化により利用者が減少し、設置目的を十分に果たしていないものも見受けられる。

このような既存公園等については、周辺の公園等と機能を分担させることにより有効活用や魅力向上を図ることや、量的に地域のニーズを既に充足している場合には廃止することも考えられる。

廃止にあたっては、地域の町内会等と管理協定を締結している場合は、関係者間で十分な調整を図るとともに、周辺住民等への丁寧な説明を重ね、地域の合意形成を図るべきである。また、既存公園等が都市公園として位置付けられている場合には、都市公園法（昭和31年法律第79号）第16条の規定や、都市公園法運用指針（令和6年12月国土交通省都市局）の7「都市公園の保存規定について（法第16条関係）」を踏まえ、検討する必要があることに留意すること。

出典：国土交通省

2.3 公園の概況

(1) 公園の概要

①市民1人当たりの公園面積

○都市公園

本市の都市公園面積は約250haであり、市民1人当たりの都市公園面積は13.06㎡/人です。この市民1人当たりの都市公園面積は、全国平均の約10.8㎡/人、愛知県平均の約8.04㎡/人（出典：「令和4年度末愛知県都市公園現況」）を上回っている状況です。

表 都市公園の整備量（令和6年4月現在）

区 分			①都市計画公園		②都市計画公園 以外の都市公園		小 計		備 考
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
都市公園	基幹公園	住区 基幹公園	73	20.6	21	4.3	94	24.9	
		近隣公園	10	14.4	1	1.8	11	16.2	弘法山公園 供用3.47ha
		地区公園	2	7.6	2	8.4	4	16.0	
		都市 基幹公園	1	25.1	0	0	1	25.1	
		運動公園	2	20.4	0	0	2	20.4	
	小 計		88	88.1	24	14.5	112	102.6	
	広域公園		1	137.3	0	0	1	137.3	県営東三河ふるさと公園 都市計画決定面積175.0ha
	都市緑地		4	6.8	2	3.3	6	10.1	緑町緑地は未供用で含まない
合 計		93	232.2	26	17.8	119	250.0		

※面積の数値は供用面積とする。六光寺公園、大木2号公園、駅東1号公園は含まない。

○その他の公園

都市公園以外の市が管理するその他の公園は、市内に設けられている児童遊園やちびっ子広場等の小さな公園や、三河湾沿いの沿岸部の埋め立て地に設けられた臨海緑地等があり、都市公園同様、レクリエーションの場として市民に親しまれています。

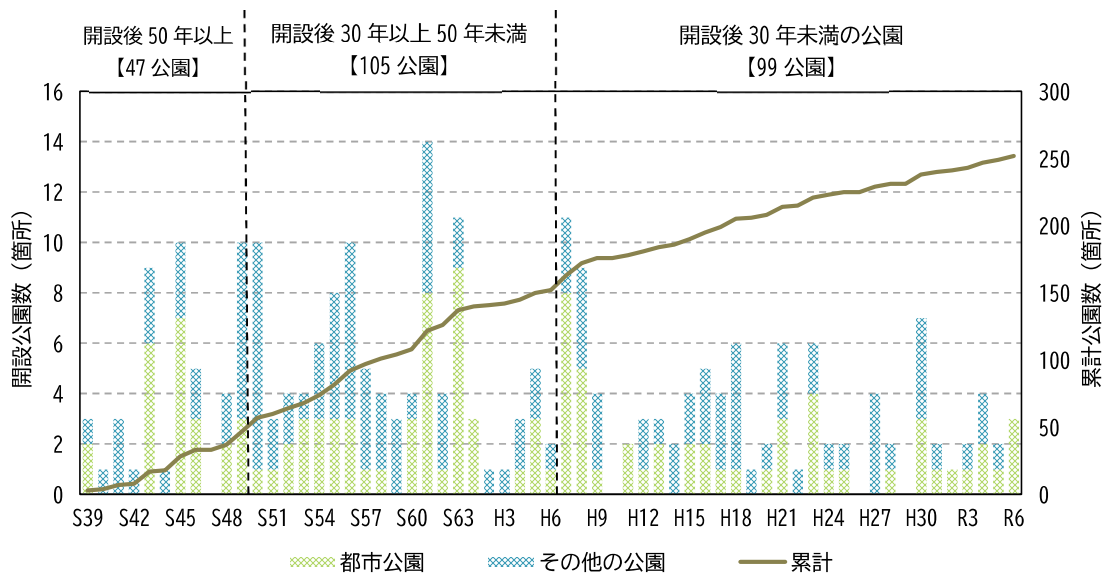
表 その他の公園の整備量（令和6年4月現在）

区 分		箇所数	面積(ha)	備 考
児童遊園		36	2.5	
ちびっ子広場		58	3.1	
小 計		94	5.6	
緑地・広場	緑地・広場	46	9.3	
臨海緑地	御津臨海緑地	2	12.3	
	三河臨海緑地	1	12.5	
小 計		49	34.1	
合 計		143	39.7	

②開設年度・開設後の経過年数

本市の都市公園、その他の公園の開設後の経過年数は、50年以上が経過した公園が47公園、30年以上50年未満の公園が105公園あります。

今後、開設後50年以上経過する公園が増々増加する見込みとなっており、計画的な改修、更新、再編等が必要となっています。



※都市公園の内、東三河ふるさと公園、六光寺公園、緑町緑地は含まない。その他の公園の内、緑地・広場について10公園の供用年度が不明

図 公園の開設年度

公園の経過年数別の配置図をみると、50年以上経過している公園は、中心市街地周辺と昭和40年代に開発された住宅団地に多くみられます。

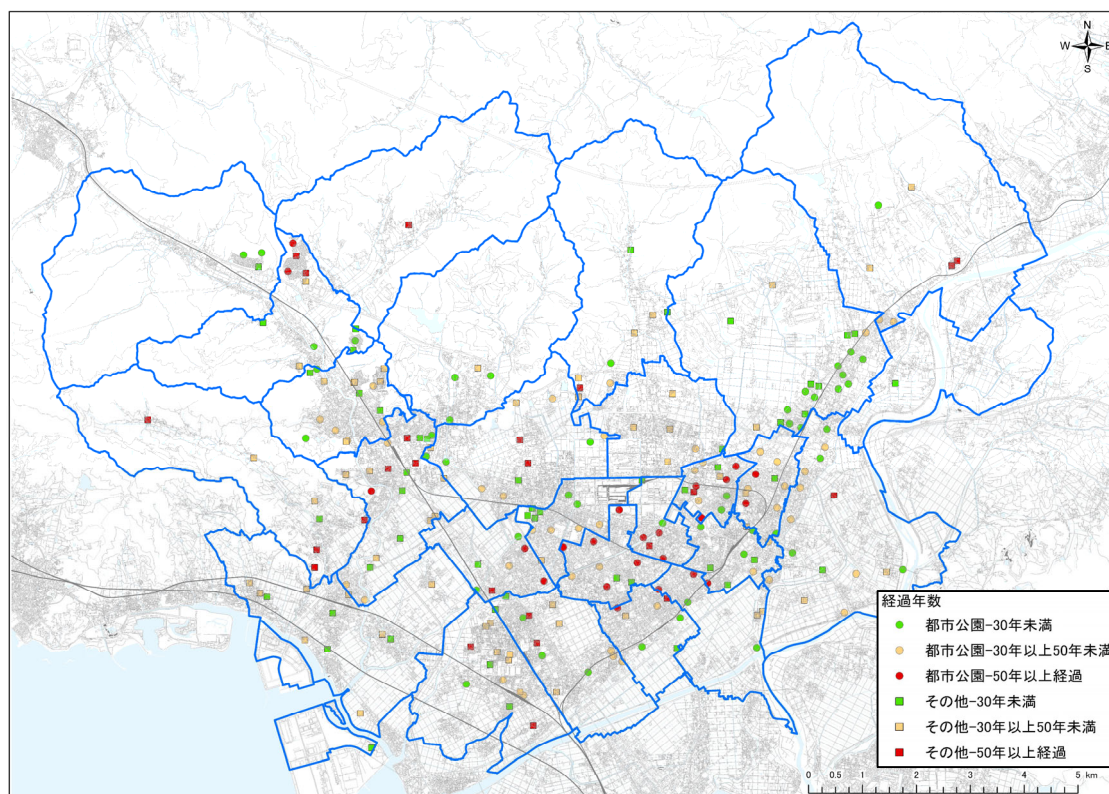


図 公園の経過年数

(2) 公園の規模・配置

①公園の規模

公園規模は、街区公園が中心となる 1,000 m²以上 2,500 m²未満の公園が最も多くなっています。本市には県営東三河ふるさと公園や赤塚山公園、臨海緑地等の 100,000 m²以上を超える大規模な公園も存在しています。

また、面積 330 m²を下回る小規模な公園が約 15%を占め、40箇所も存在しています。

表 面積別公園種別数の内訳

面積区分	都市公園						その他の公園					合計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	広域公園	児童遊園	ちびっ子広場	緑地・広場	臨海緑地	
330 m ² 未満	-	-	-	-	-	-	-	3	22	15	-	40
330～ 500 m ² 未満	-	-	-	-	-	-	-	10	14	5	-	29
500～ 1,000 m ² 未満	8	-	-	-	-	-	-	18	16	6	-	48
1,000～ 2,500 m ² 未満	47	-	-	-	-	1	-	5	6	11	-	70
2,500～ 5,000 m ² 未満	30	-	-	-	-	2	-	-	-	6	-	38
5,000～ 10,000 m ² 未満	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
10,000～ 50,000 m ² 未満	-	11	4	-	-	3	-	-	-	3	1	22
50,000～100,000 m ² 未満	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
100,000 m ² 以上	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	4
合計	94	11	4	1	2	6	1	36	58	46	3	262

※六光寺公園、緑町緑地は含まない。

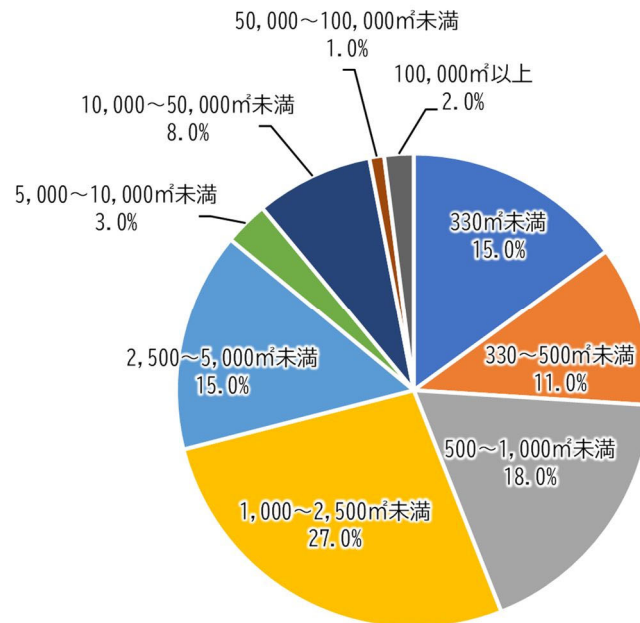


図 面積別公園数の割合

②公園の配置

○立地適正化計画と公園配置現況

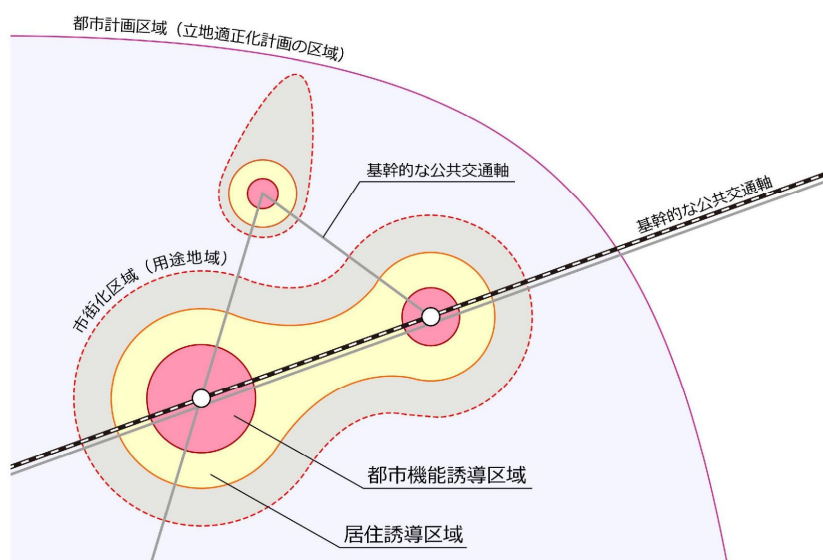
都市計画区域内には市街化区域と市街化調整区域があり、この区域区分を設定することで、道路・公園・下水道等の基盤整備についての公共投資を効率的に行いつつ、良質な市街地の形成を図っています。

公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの推進に向けた「豊川市立地適正化計画」では、市街化区域の中に、都市機能施設の立地を誘導する「都市機能誘導区域」と居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

これらの区域と公園の配置を重ねると次ページのとおりです。

都市機能誘導区域、居住誘導区域内には公園が配置されている状況ですが、一部には居住誘導区域内の中で公園整備が進んでいない地区がみられます。

参考 立地適正化計画制度のイメージ



出典：国土交通省 立地適正化計画の手引き【基本編】

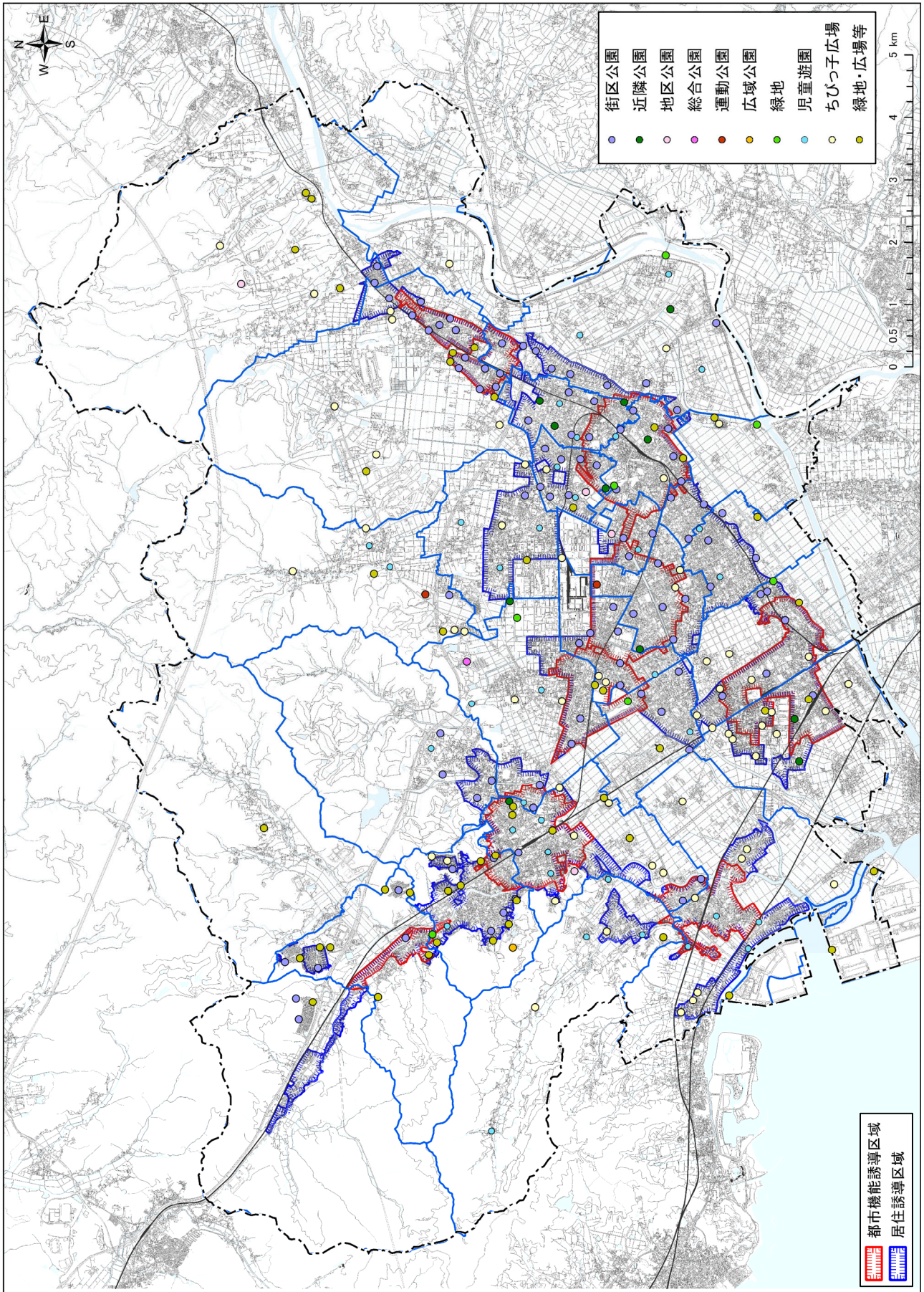
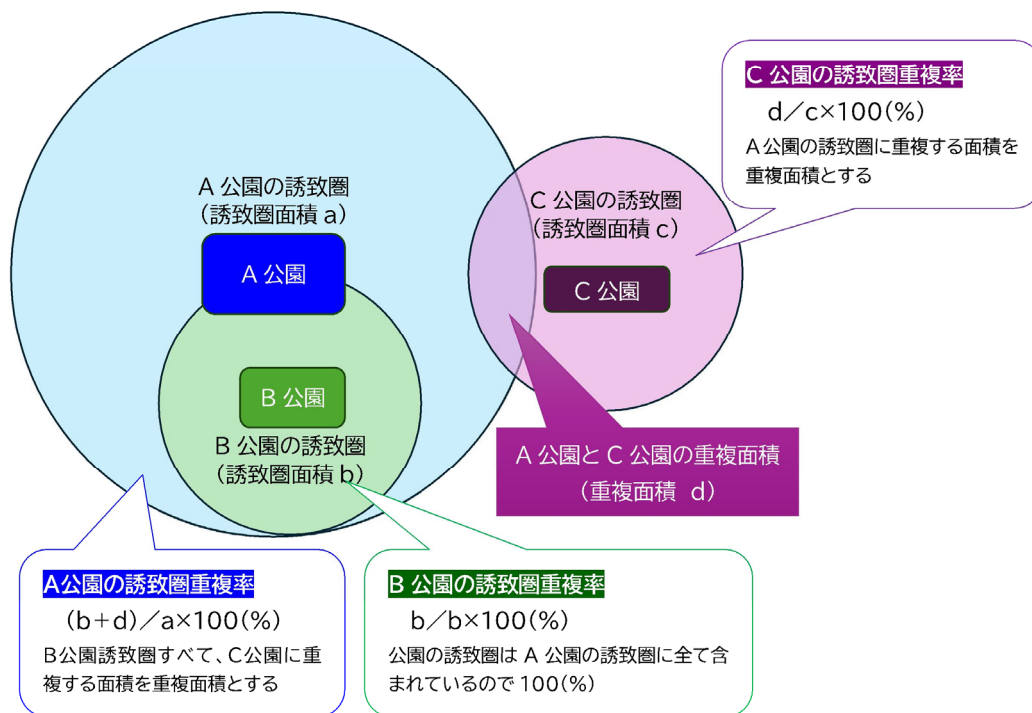


図 立地適正化計画における誘導区域と公園配置

○公園誘致圏の重複率

都市計画運用指針における公園の誘致距離を参考に、各公園の公園誘致圏の重複率を算出し、充足状況を把握します。公園誘致圏の重複率は地域によって大きく異なりますが、公園種別ごとの重複率の平均は、街区公園、近隣公園、その他緑地広場で 50%程度となっています。

■公園誘致圏重複率(%)=当該公園の誘致圏内における重複面積/当該公園の誘致圏面積×100



種別		対象公園数 ※	公園誘致圏 (半径)	重複率 (平均)
都市公園	街区公園	97	250m	49.9%
	近隣公園	6	500m	54.3%
	地区公園	—	—	—
	総合公園	—	—	—
	運動公園	—	—	—
	都市緑地	3	250m	38.5%
その他の公園	広域公園	—	—	—
	児童遊園	36	250m	38.5%
	ちびっ子広場	58	250m	39.3%
	その他緑地・広場	33	250m	51.6%
	臨海緑地	—	—	—
計		233	—	—

※ 対象公園数は次ページのとおり、大きな公園を除く身近な小さな公園を対象とする。

図表 公園誘致圏の重複率

■身近な小さな公園

本計画における「身近な小さな公園」とは、本計画の対象とする公園のうち、公園誘致圏半径が250m又は500mである、街区公園、近隣公園、児童遊園、ちびっ子広場、その他緑地とします。

表 対象公園数及び公園の誘致距離の設定内容

種別	公園数			公園誘致圏半径	公園誘致圏の設定内容	
	全体	市所管	対象			
都市公園	街区公園	97	97	97	250m	都市計画運用指針において公園の配置に関する誘致距離は、街区公園 250m、近隣公園 500mを標準とすることが望ましいと示されている。 ただし、市内 11 箇所の近隣公園のうち、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている5公園（新道、本野原第一、礼通、稲荷、大崎）は対象外とする。
	近隣公園	11	11	6	500m	
	地区公園	4	4	—	—	都市計画運用指針において地区公園の誘致距離 1 kmを標準とする記載はあるが、市内の地区公園は広域的な利用であるため対象外とする。
	総合公園	1	1	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	運動公園	2	2	—	—	広域的な利用であるため対象外とする。
	都市緑地	7	7	3	250m	市内7箇所の緑地のうち街区公園と同種機能を持つ3緑地（行明、酢屋下、さくら広場）を対象とする。
その他の公園	広域公園	1	—	—	—	県管理公園のため対象外とする。
	児童遊園	36	36	36	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	ちびっ子広場	58	58	58	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。
	その他緑地・広場	46	46	33	250m	街区公園と同種機能を有するため、誘致距離は街区公園と同等距離とする。 ただし、スポーツ施設が大半を占めており、予約施設として広域的に利用されている1公園（南山グラウンド）や狭小な緑地等は対象外とする。
	臨海緑地	3	2	—	—	身近な小さな公園ではないため対象外とする。
合計	266	264	233	—		

網掛けは、誘致距離の設定の対象外を示す。

注) 計画対象となる公園の数は令和8年3月現在。ただし、供用開始予定の街区公園2公園（大木2号公園、駅東1号公園）を含める。

【都市公園】

都市公園である街区公園は、居住誘導区域内では概ね適正に配置されていますが、桜木小学校区や一宮西部小学校区等では公園誘致圏が重複し、長沢小学校区、御津南部小学校区、三蔵子小学校区、小坂井西小学校区、小坂井東小学校区では公園の空白地がみられます。

【都市公園以外】

都市公園以外の公園（児童遊園やちびっ子広場等）の配置は市全域となっていますが、代田小学校区や国府小学校区、小坂井西小学校区等では近接した配置となっています。

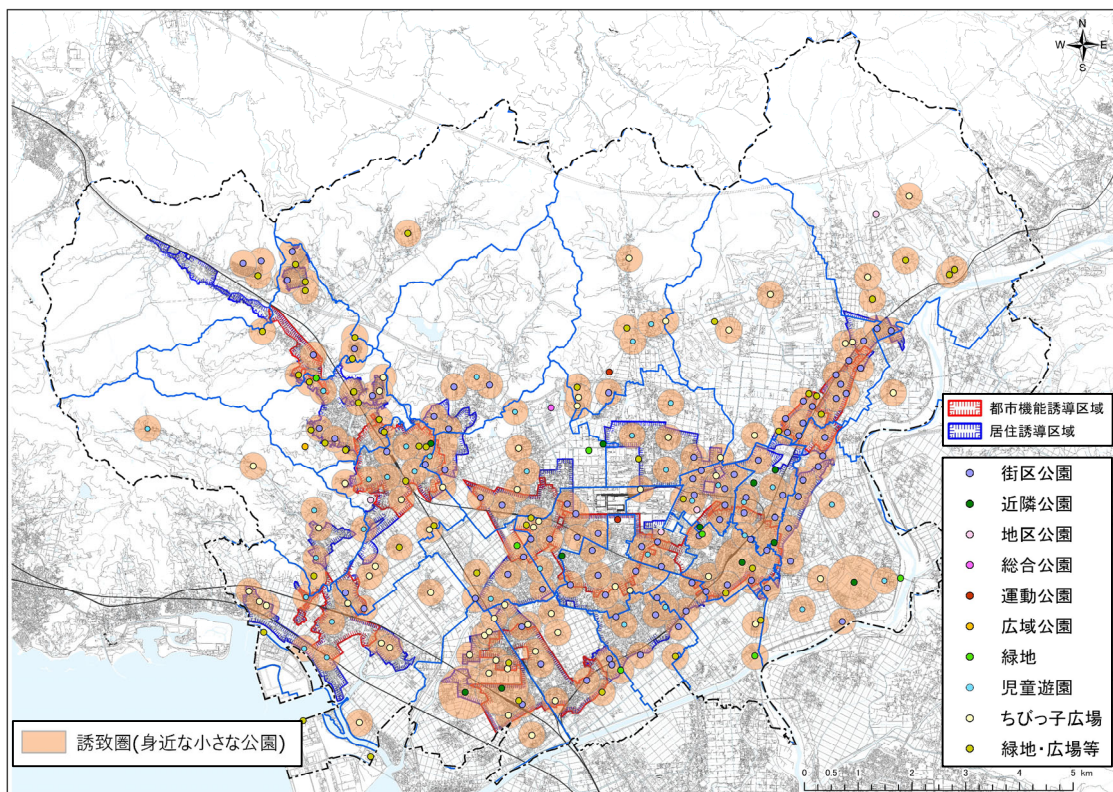


図 公園誘致圏図

(3) 公園施設の状況

本市では、平成30年に都市公園を対象に「豊川市公園施設長寿命化計画」を策定しました。この計画における調査では、全公園施設の約22%に重度の劣化があると判定(C、D判定)しています。それを受けて、今後10年間の修繕・更新計画を策定し、順次対策に取り組んでいます。都市公園法により平成5年までは児童のための公園には「ブランコ」、「砂場」、「すべり台」の設置が義務づけられていたこともあり、街区公園等は類似した遊具の設置がみられます。

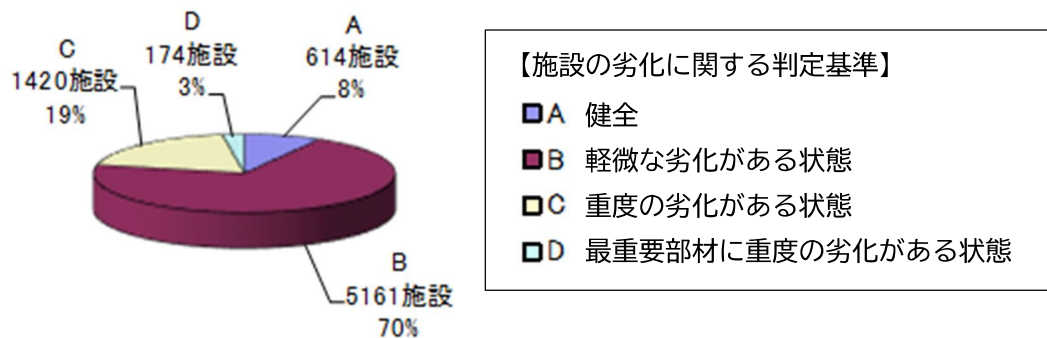


図 都市公園の施設判定結果(赤塚山公園を除く)

■劣化している施設の状況



ひび割れしている園路



休憩施設付近の舗装の剥がれ



再塗装が必要な照明柱



座板の劣化がみられるベンチ

出典：豊川市公園施設長寿命化計画

2.4 現状把握のための各種調査結果

本計画の策定にあたり、市民の公園利活用・維持管理への意見を反映させるため、「公園の利活用に関するアンケート調査」及び町内会の公園利用や位置情報ビッグデータによる「利用状況調査」を実施しました。

また、本計画とは別に、公園に関連する市民ニーズ調査として、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「子ども調査」（令和6年度、豊川市子育て支援課）及び公園維持管理に関わる団体への「公園の美化活動アンケート調査」（令和6年度、豊川市公園緑地課）を別途実施しており、それらも併せて各種調査結果を示します。

■本計画策定において実施した調査

調査名	本計画内での略称
公園の利活用に関するアンケート調査	市民アンケート
町内会における公園利用状況調査	町内会利用調査
位置情報ビッグデータによる利用状況調査	位置情報ビッグデータ

■既存の調査

調査名	実施年・担当課等	本計画内での略称
豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査	令和6年3月 子育て支援課	子ども調査
豊川子ども調査	平成29年4月 子育て支援課	
公園の美化活動アンケート調査	令和6年度 公園緑地課	公園の美化活動アンケート

(1) 市民アンケート

■調査概要

アンケートの目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる市民ニーズの反映
アンケート対象者	市内在住 18 歳以上で各小学校区の人口配分を踏まえ 4,000 人を無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年10月21日～令和6年11月20日
回収結果	回収数 1,730 通（回収率 43.3%）
主な設問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の属性（年齢、性別、住まい 等） ・「身近な小さな公園」の利用状況、感じていること 等 ・「大きな公園」の利用状況、感じていること 等 ・公園の行政（税金）負担の考え方 ・ボール遊びについて ・公園について今後望むこと ・自由回答

①利用頻度

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が60.0%と最も多く、「年に数回程度」、「月に1～2回程度」と続いている。週1回以上利用する人は11.9%である。

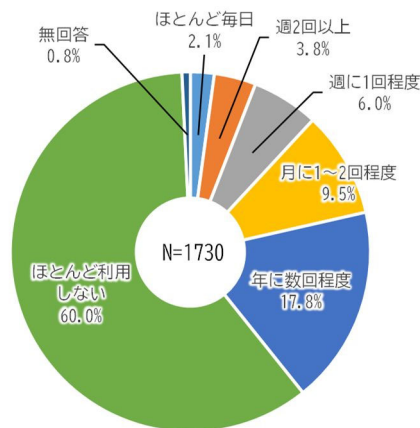


図 利用頻度(身近な小さな公園)

公園が密に配置され公園誘致圏の重複が多い市街化区域の地区において、利用していない人の割合は5割弱の結果であり、公園利用には地域差はあるものの、利用している人は限定的な傾向がうかがえる。

【大きな公園】

大きな公園の利用頻度については、「ほとんど利用しない」が42.5%と最も多く、続いて「年に数回程度」が36.9%である。

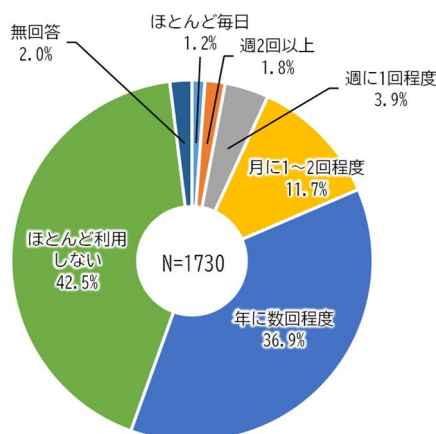


図 利用頻度(大きな公園)

大きな公園利用者の約6割が赤塚山公園を利用しており、大きな公園の利用頻度が高くなるのは、赤塚山公園がよく利用されているためと考えられる。

②身近な小さな公園までの距離

身近な小さな公園までの距離については、「ふつう」が 51.5%、続いて「近い」が 19.1%であり、「遠い」とした人は 2.7%で最も少ない。

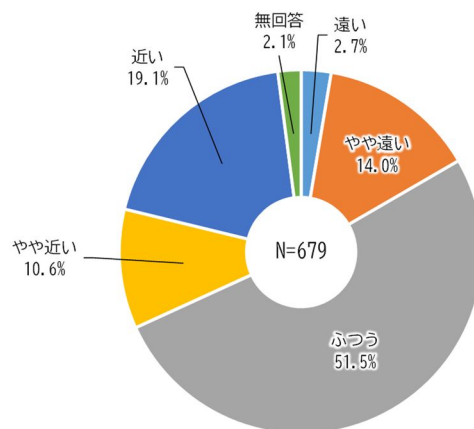


図 身近な小さな公園までの距離

公園までの距離は約 8 割が「ふつう」～「近い」と回答が多い一方で、公園が少ない地区では半数程度の人が高くと感じており、地域に応じた機能見直しの必要がうかがえる。

③公園の広さ

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の広さについては、「ふつう」とした人が 58.8%であり、半分以上の人が適当と思っており、「広い」までを含めると 70.4%である。

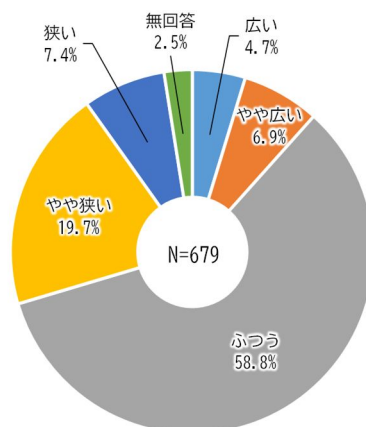


図 公園の広さ（身近な小さな公園）

公園の広さは約 7 割が「ふつう」～「広い」と回答しているが、散歩や花を楽しむ等の静的な利用、又は遊具や広場で遊ぶ動的な利用等、年齢によって求める公園の広さが異なっていることがうかがえる。

④公園の施設量

【身近な小さな公園】

身近な小さな公園の施設量については、「やや少ない」38.7%、「ふつう」38.0%である。

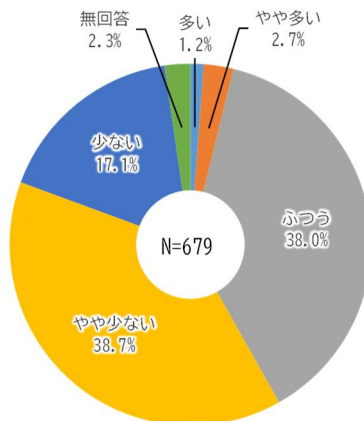


図 公園の施設量（身近な小さな公園）

公園で子どもと遊ぶ機会が多い30～40歳代では、公園の施設量が「やや少ない」との回答が多いことから、現状の公園施設が利用者ニーズに即していないことが考えられる。

【大きな公園】

大きな公園の施設量については、「ふつう」が54.2%、続いて「やや少ない」が20.9%である。

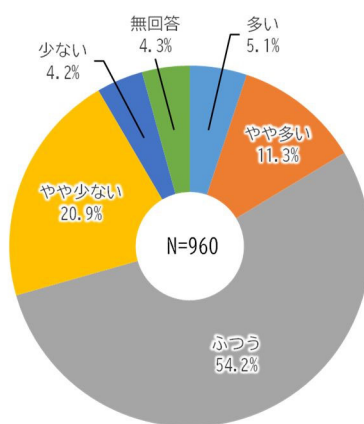


図 公園の施設量（大きな公園）

大きな公園では、公園で子どもと遊ぶ機会が多い30～40歳代や乳児を持つ親は施設が多いと感じており、利用が多い赤塚山公園の施設が充実しているためと考えられる。

⑤身近な小さな公園に対して感じていること

身近な小さな公園に対して感じていることについては、「遊具やベンチが老朽化し、安全でない」、「伸びた雑草や樹木の管理が行き届いていない」が各々34.5%、33.3%である。

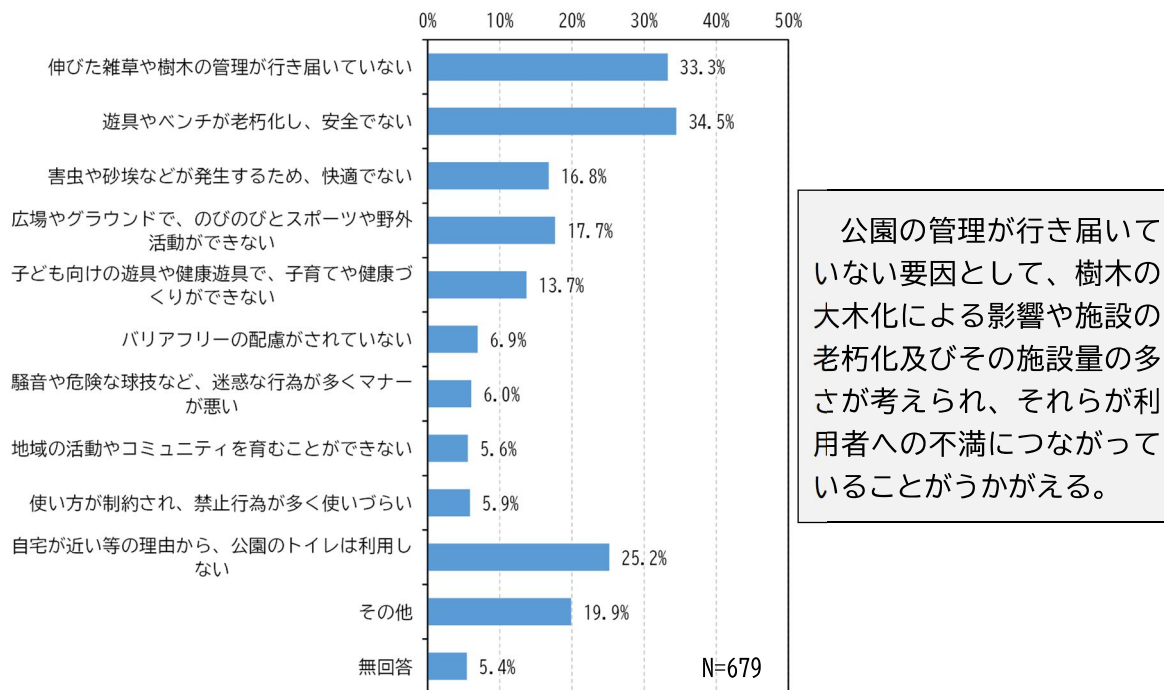


図 身近な小さな公園に対して感じていること（複数回答）

⑥身近な小さな公園以外の利用する施設

身近な小さな公園以外で利用する施設については、「商店街やショッピングセンター、カフェ、喫茶店」が 58.7%と最も多く、続いて「図書館や文化会館、文化・交流施設」が 29.1%である。

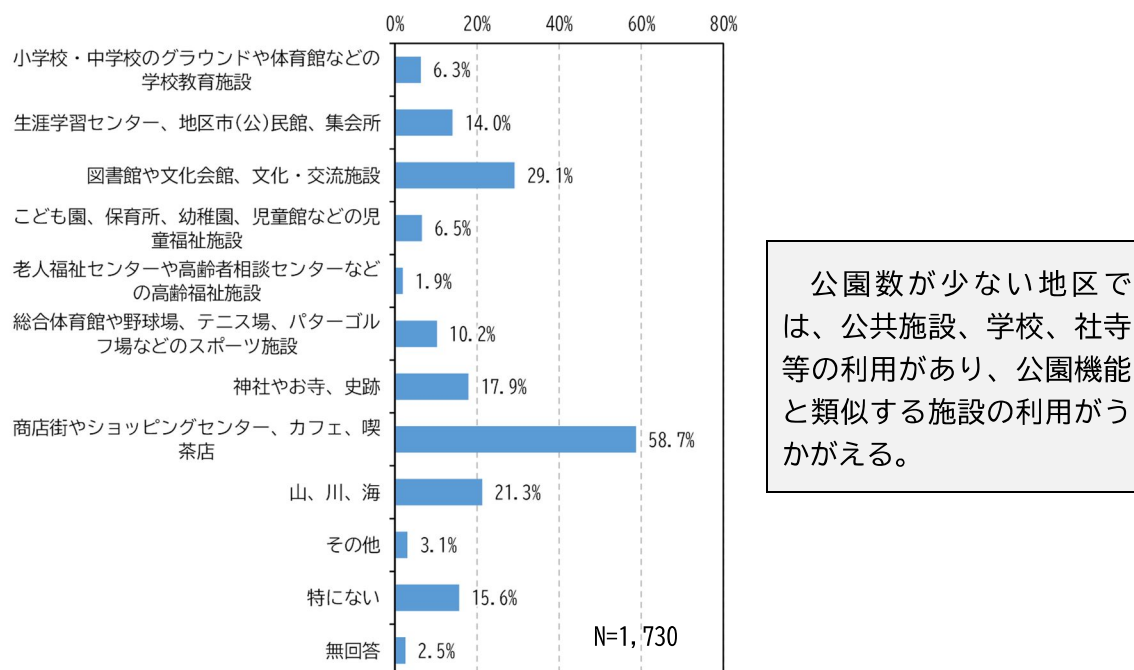
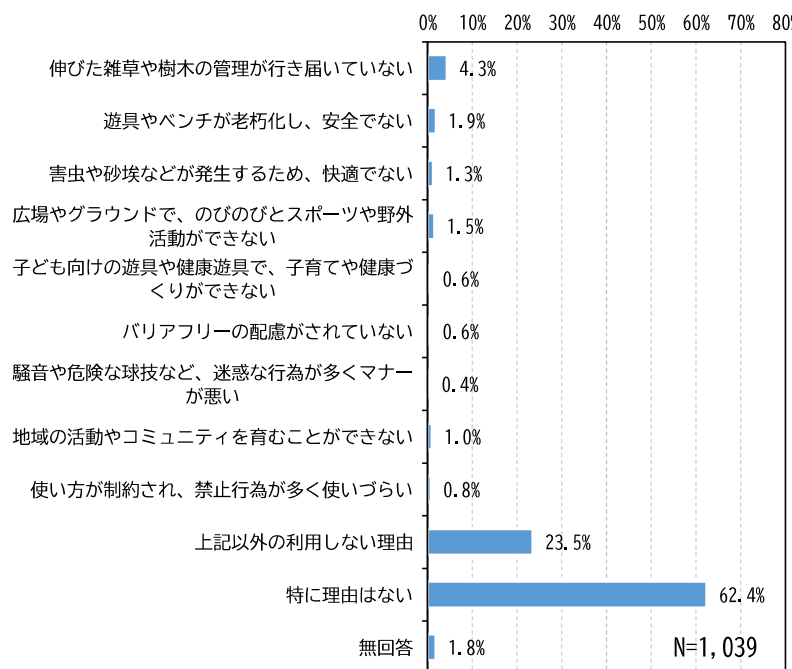


図 身近な小さな公園以外の利用する施設（複数回答）

⑦身近な小さな公園を利用しない理由

身近な小さな公園を利用しない理由については、「特に理由はない」が 62.4%、「その他の利用しない理由」が 23.5%である。

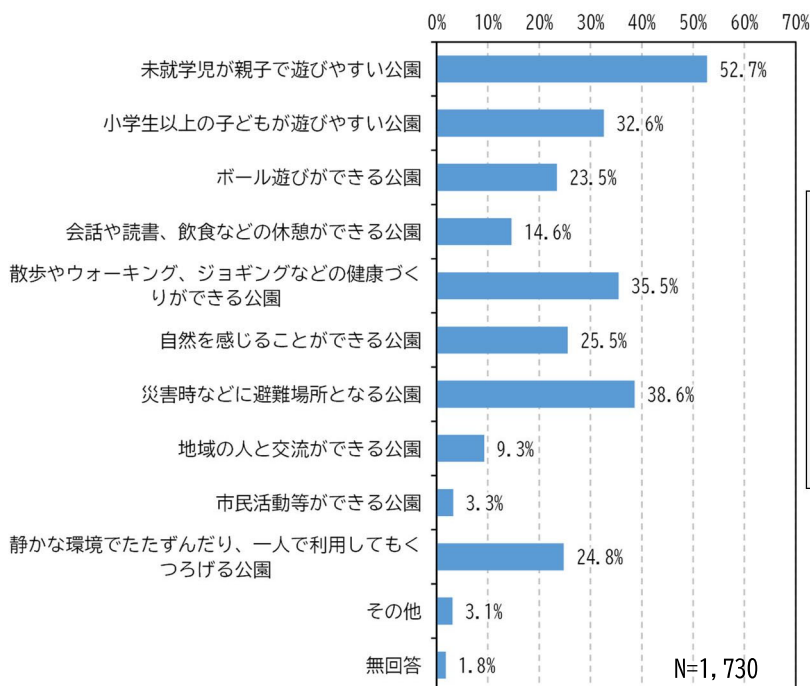


特に利用目的がないことが大半を占めていることから、単に施設を充実させるだけでは利用が増えるものではないことがうかがえる。

図 身近な小さな公園を利用しない理由（複数回答）

⑧身近な小さな公園の役割

身近な小さな公園に求める役割については、「未就学児が親子で遊びやすい公園」が最も多く 52.7%、「災害時などに避難場所となる公園」38.6%、「散歩やウォーキング、ジョギングなどの健康づくりができる公園」35.5%と続いている。



公園の役割としては、幼児・児童の利用、防災、健康づくりが重要と考えられ、それら地域ニーズに沿った公園機能の再編の必要性がうかがえる。

図 身近な小さな公園の役割（複数回答）

⑨大きな公園に望むこと

大きな公園に望むことについては、「花や緑が豊かな景観」28.0%、「マルシェ、キッチンカー等の飲食イベント」25.1%、「災害時の避難機能の充実」23.2%の順に多く、全体として幅広く回答が分かれている。

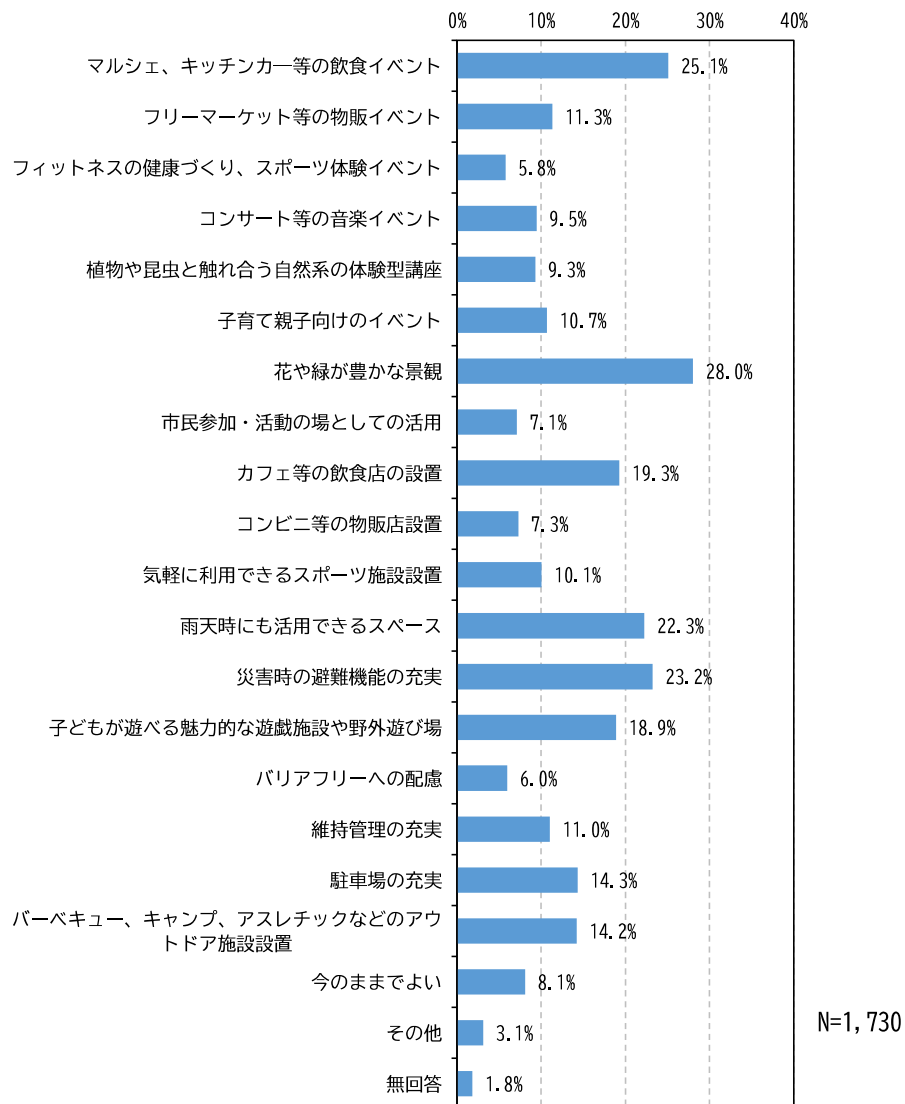


図 大きな公園に望むこと（複数回答）

大きな公園に望むこととして、花や緑の豊かさや魅力ある利用(各種イベント、遊戯施設や野外施設等)、防災機能の向上を中心に幅広い回答が寄せられており、多世代を対象に多様な機能が求められている。

⑩利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない身近な小さな公園については、「役割の見直しを行い、存続」が最も多く 49.0%、続いて「集約・統合、他用途で有効活用」が 24.0%であり、「現状のまま」とする人は 10.5%で少ない。

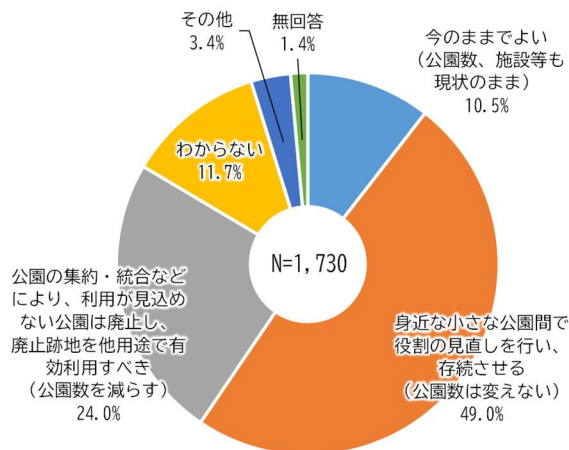


図 利用されていない身近な小さな公園について

利用されていない公園については、今のままでよいとする人は約1割と少ないことから見直しの必要性が高いことがうかがえる。

⑪行政負担の考え方について

公園に関する行政負担の考え方については、「現状並みとすべき」が最も多く 44.6%、続いて「わからない」とした人が 21.7%である。「負担を増やし、充実すべき」と「負担を減らす」はそれぞれ約1割で少ない。

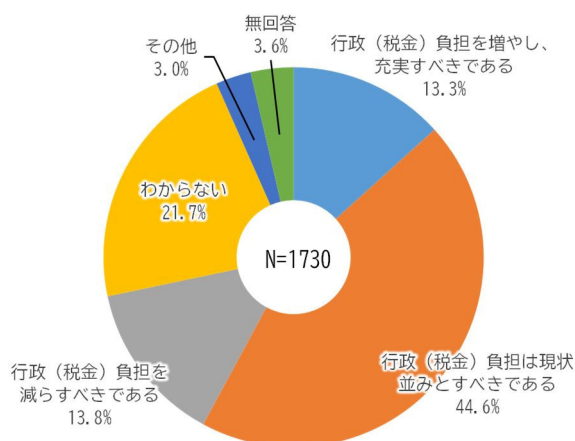


図 行政負担の考え方

行政負担の考え方として、現状並みや減らすべきとの回答が約6割であり、行政負担が増えないことを多くの人が求めていることがうかがえる。

(2) 町内会利用調査

■調査概要

調査の目的	公園の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくことを目的とした「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」策定に関わる町内会の公園利活用についての現況調査
調査対象者	市内の各町内会における会長 159名
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年11月18日～令和6年12月18日
回収結果	回収数140通（回収率89.3%）
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園 95箇所 ・児童遊園 36箇所 ・その他緑地 34箇所 ・ちびっ子広場 58箇所
主な調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会による活用頻度 ・町内会が活動を実施している公園数 ・町内会の活動人数 ・町内会の活動で公園を利用していない理由

町内会での利用は、身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」が多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント、お祭り」等がみられる。

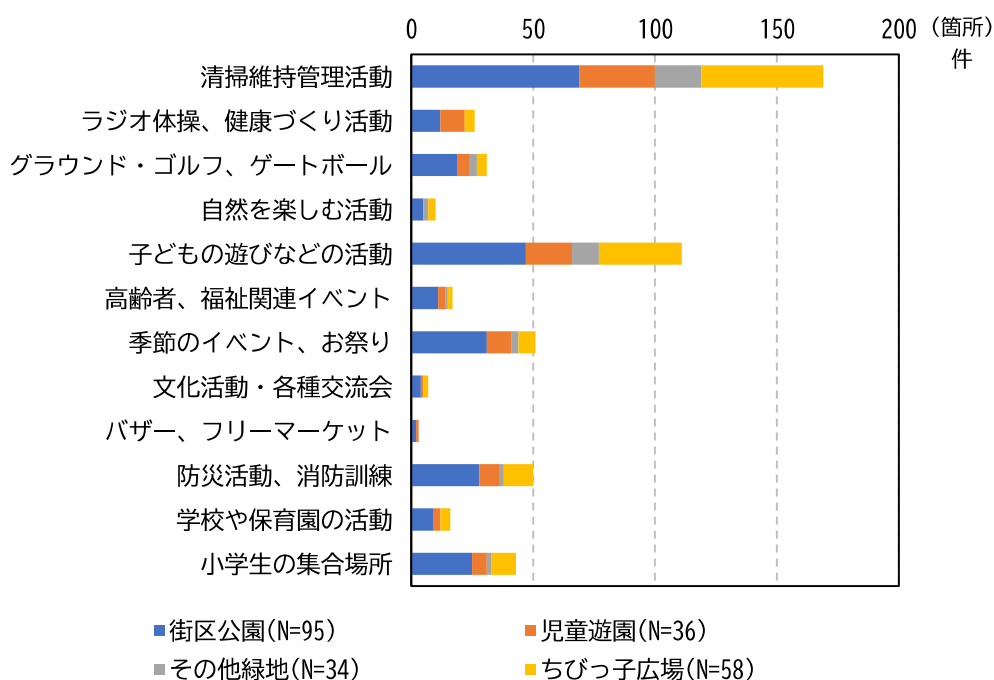


図 町内会における公園の活動件数

地域差はあるが、清掃活動以外ではほとんど利用されていない。

(3) 位置情報ビッグデータ

■調査概要

調査の目的	本市の公園の利用状況や利用特性の現状を把握し、公園施設利活用・適正化計画にむけた基礎資料とするための調査
調査対象	都市公園、児童遊園、ちびっ子広場
調査対象期間	平成30年8月～令和6年7月
調査方法	KDDI Location Analyzer (KLA) の統計データを活用。KLAはauスマートフォンユーザーの位置情報を拡大推計したビッグデータであり、GPS情報を基に実人数に近い形で推計値（推計値≠実際の人数）を算出。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、利用者属性、滞在時間、時間帯別の利用者数の変化を把握 ・期間内におけるリピーター率を分析（都市公園のみ）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・10代以下のデータ未提供、秘匿処理のため人数データが1～3割程度少なめに算出される傾向がある。 ・除去する少人数の閾値（しきいち：境目の値）はプライバシー保護のため非開示。0人なのか、秘匿処理をしているかは分からないように処理されている。 ・公園に隣接して集会所等がある場合等はその公園以外の利用者を抽出することがあるが、これは位置情報の誤差の影響と考えられる。

①年別利用者数

- ・公園利用者は年々減少傾向となっている。

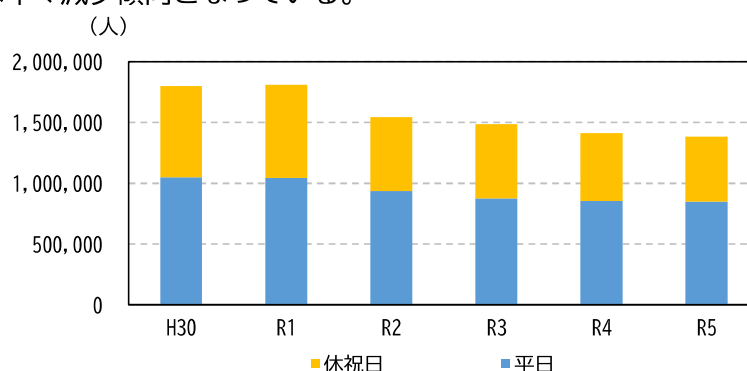


図 年別利用者数（都市公園）

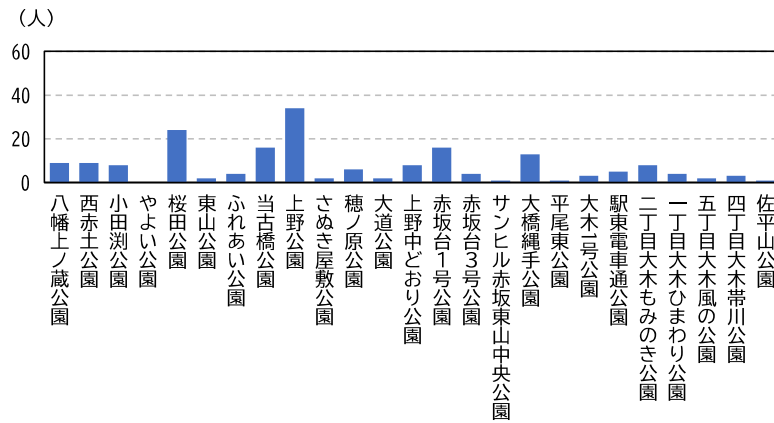
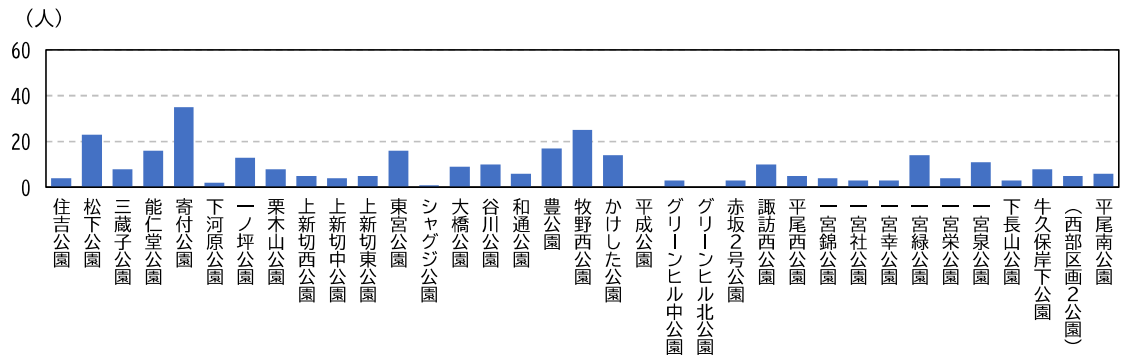
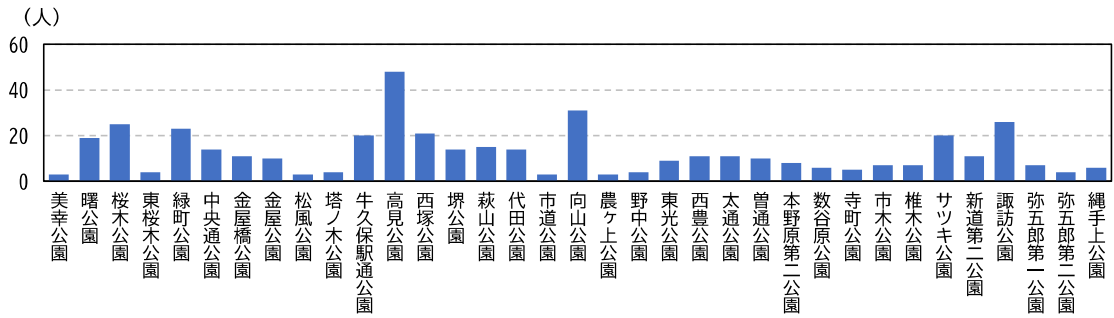
※データの集計は各年8月～翌年7月を1年として集計している。

②公園別日平均利用者数

- ・市内では「赤塚山公園」の利用者が最も多く、次いで、「県営東三河ふるさと公園」、「豊川公園」、「佐奈川散策公園」、「スポーツ公園」、「桜ヶ丘公園」の順となっている。街区公園においては、概ねスポーツ施設のある公園や面積が広い公園の利用者数は多くなっている。
- ・公園当たりの1日平均をみると、大きい公園の利用者が多く、面積規模の小さい街区公園では日平均10人以下となっている。

利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しており、概ね公園面積が大きい公園の利用が多く、小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によってはさまざまな年代の利用がみられる。

【街区公園】



【近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・都市緑地・広域公園】

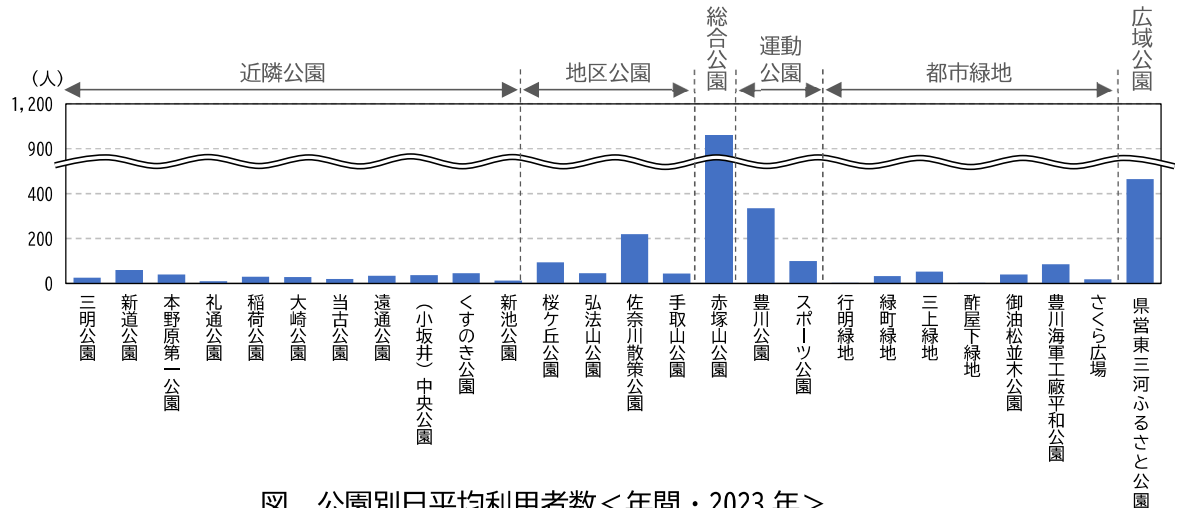


図 公園別日平均利用者数<年間・2023年>

(4) 子ども調査

(豊川子ども調査及び豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査における自由意見の抜粋(子育て支援課実施))

■調査概要

アンケートの目的	子どもの学習状況や生活習慣を中心に調査し、子どもたちの健康とよりよい学習環境及び「第3期豊川市子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料とする
アンケート対象者	(豊川子ども調査) 豊川市立小学校5年生、豊川市立中学校2年生の中からそれぞれ750人を無作為抽出 (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 豊川市在住の就学前の子どもがいる家庭及び小学生の子どもがいる家庭の中からそれぞれ2,000人を無作為抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収及びWebでの回答
調査実施期間	令和5年12月23日～令和6年1月19日
回収結果	(豊川子ども調査) 小学5年生 回収数351通(回収率46.8%) 中学2年生 回収数340通(回収率45.3%) (豊川市子ども・子育てに関するアンケート調査) 就学前児童 回収数903通(回収率45.2%) 小学生児童 回収数945通(回収率47.2%)

【小学生の意見】

- ・小学生では、公園に関する意見は全228件中40件であり、18%を占める。
- ・遊具の増設や自由に好きなだけ好きなことができる公園、ボール遊びができる公園がほしい等、自分たちの遊び環境や施設に対する意見が多い。

【中学生の意見】

- ・中学生では、全173件中11件(6%)と公園への意見の割合は低い。
- ・広いスペースや多くの人と交流できるような公園整備に関する意見があり、小学生の意見で多かった遊具に関する意見は少ない傾向である。

【就学前の保護者の意見】

- ・就学前の保護者からは、よく利用されている赤塚山公園等の評価がよい。
- ・公園整備や管理に関わる全体的な意見、遊具の機能の向上や駐車場確保への要望等がある。

【小学生の保護者の意見】

- ・小学生の保護者からは公園の新規整備や屋内で遊べる施設、外遊びの企画への要望、維持管理面をしっかりとしてほしいという意見がみられる。
- ・バスケットコート等のスポーツ施設整備への意見も多い。

(5) 公園の美化活動アンケート

■調査概要

アンケートの目的	「愛着ある（魅力ある）公園」を維持していくよりよい方法を検討するための調査
アンケート対象者	都市公園・児童遊園・広場で美化活動をしている全団体（令和6年4月1日現在）62団体
配布・回収方法	郵送による配布、郵送による回収
調査実施期間	令和6年9月20日～令和6年10月21日
回収結果	回収数 57 通（回収率 91.9%）
回答者の管理区分内訳	都市公園 74 箇所、児童遊園等（その他広場）21 箇所

【主な結果】

- ・清掃活動の頻度では、約半数の団体が週1回以上の活動を行っている。
- ・清掃活動を継続していく上での課題は、活動メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保等が挙げられている。
- ・活動に必要な道具の支給等の行政からの支援策についても要望があり、今後の活動に向けては、各種イベントの実施や SNS 等での情報発信を求める意見がある。

表 公園の美化活動調査 結果概要

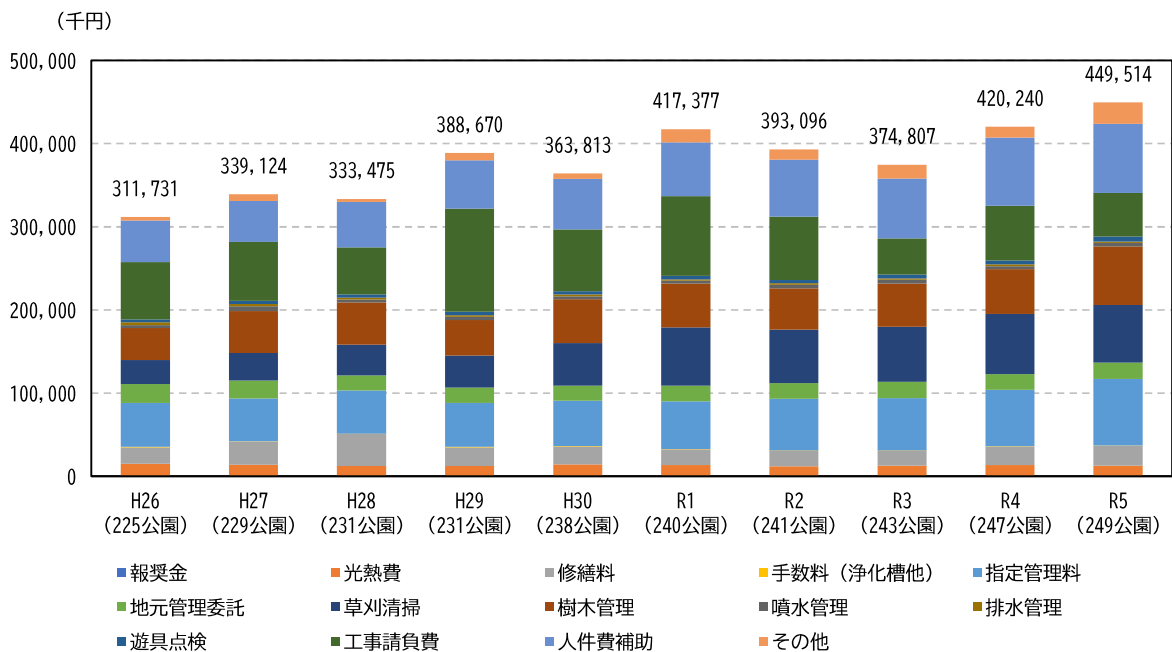
設問番号	項目	調査結果の概要
1	清掃の活動人数	●10名以上が最も多い。 ・「5人未満」(12.3%)、「5人以上10人未満」(17.5%)、「10名以上」(70.2%)
2	活動の内容 (複数回答)	●除草、清掃が中心であるが、遊具・施設点検(3団体)等を実施している団体もある。 ・除草(57団体)、清掃(53団体)、剪定等の樹木管理(44団体)、花壇の手入れ(35団体)
3	清掃活動の頻度	●多くの団体が週1回以上の頻度で実施している。 ・「毎日」(13.0%)、「週に2~3度」(13.0%)、「週に1度」(20.4%)、「月に1度」(37.0%)
4	清掃の活動を継続していく上での課題	●メンバーの高齢化に伴う人材の確保が必要である。 ・「メンバーの高齢化」(42.9%)、「活動を行う人材の確保」(33.9%)、「活動のための消耗品等の確保」(8.9%)
5	剪定ハサミの貸し出しや花苗や肥料等の補助金制度	●補助金制度へのチラシを作成する等の周知が必要である。 ・「支援策を活用したことがある」(25.9%)、「支援策は知っているが、使ったことはない」(16.7%)、「支援策があることを知らなかった」(51.9%)
6	清掃の活動をしていく上での行政からの支援策	●地元委託料に消耗品費が含まれているものの、現在の清掃活動をしていく上では、支援策が不足している。 ・「活動に必要な道具(竹ぼうき・熊手・てみ・剪定ハサミ)の支給」(21.4%)、「活動に便利な物品貸し出し(ブロアー・草刈り機)」(15.9%)、「活動PRのための旗(のぼり)、帽子等のグッズの支給」(9.5%)
7	やってみたいなど思うイベント等	●活動と併せて各種イベント等をやってみたいとしている団体も多い。 ・「花壇づくりをして花を植える活動」(12.8%)、「地元小学校・中学校と連携した清掃活動」(11.5%)、「老朽化したベンチや遊具の塗装ボランティア活動」(9.3%)、その他のイベント(19.8%)
8	清掃の活動内容を発信	●市ホームページやSNSで情報発信してもらいたいとしている団体も多い。 ・「市ホームページやSNSで発信してもらいたい」(25.9%)、「町内会等で独自で発信しているが、市でも発信してもらいたい」(3.7%)

2.5 維持管理の現状

(1) 維持管理費の推移

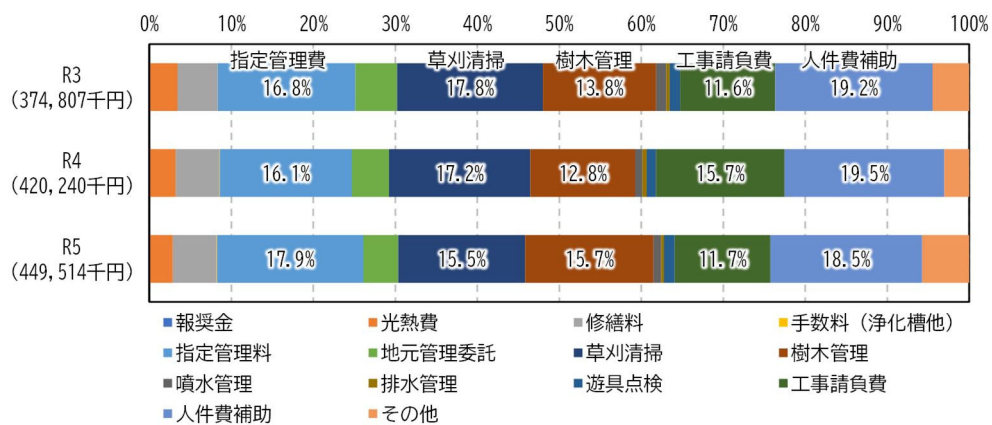
公園全体の維持管理費の推移をみると、10年前に比べて約50%程度高くなっています。これは、新設した公園数や、開設後50年経過した公園等、各種設備の維持・更新に係る費用が増加していることが原因です。

主な維持管理費の直近3年間の内訳をみると、指定管理料や樹木管理、草刈清掃の費用が多くなっています。特に、令和5年度の樹木管理、草刈清掃の費用はそれぞれ年間7,000万円程度となっています。



※令和6年4月1日時点の維持管理費

図 全体維持管理費



※令和6年4月1日時点の維持管理費

図 直近3年間の維持管理費の内訳

(2) 維持管理費の形態

公園の維持管理は、行政と地域市民の協働による維持管理が行われています。協働の形態としては、地元の老人会や町内会が除草・清掃・剪定等を行って、市は都市公園法に基づく管理の他、専門的な樹木管理、清掃、遊具点検、噴水管理や浄化槽管理等について実施しています。

赤塚山公園は、指定管理者制度を活用して管理運営しています。

表 公園管理形態

公園区分		箇所	方式	
都市公園	住区基幹公園(街区・近隣・地区) 都市緑地	119	直営 市民協働	
	総合公園	赤塚山公園	1	指定管理者
	運動公園	スポーツ公園	1	直営 指定管理者
		豊川公園	1	直営 指定管理者
その他の公園	児童遊園、ちびっ子広場、緑地・広場	140	直営 市民協働	
	臨海緑地	2	直営	
	計	264		

2.6 公園の現状と問題点

各種調査結果及び考察からの問題点を以下に示します。

「規模・配置」について

○本市の1人当たり都市公園面積は国が標準として示す10㎡/人以上を確保している

- ・本市の公園数は260箇所を超えている。
- ・本市における1人当たり都市公園面積は13.06㎡/人であり、国における都市公園の1人当たり敷地面積の標準として示される10㎡以上(都市公園法施行令)を確保している。なお、全国の1人当たり都市公園面積は約10.8㎡/人、愛知県は約8.04㎡/人となっている。

○規模の小さな公園が多く存在している

- ・330㎡未満の公園(児童遊園等を含む)が40箇所存在し、公園全体の約15%を占めている。
- ・大きい公園の利用が多く、小さい公園は利用者数や地域活動等の利用が比較的少ない状況がみられる。

○一部の地域で公園誘致圏の重複、同質な公園の集積がみられる

- ・公園種別ごとの各公園の公園誘致圏重複率(市平均)は、街区公園49.9%、近隣公園54.3%、児童遊園38.5%、ちびっこ広場39.3%、その他緑地・広場51.6%であり、都市公園やその他の公園間で公園誘致圏の重複がみられる。地区によって差はあるものの、市街化区域内では身近な小さな公園の公園誘致圏重複率が高い状況にあり、地区内のすべての公園が重複率50%以上の地区も一部にみられる。
- ・街区公園や児童遊園・ちびっこ広場等の近接する公園同士で同じような遊具が存在し、同質な公園の集積がみられる。特に市街化区域内の公園では公園誘致圏が重複して、かつ同質な公園が配置されている状況が多い。

○公園の配置に偏りがみられる

- ・土地区画整理事業等で整備された箇所では適正に公園は配置されているが、十分でない地区もあり、公園の配置に偏りがみられる。
- ・市街化区域内では、歩いて行ける身近な小さな公園が適正な間隔で配置されているが、市街化調整区域内では公園そのものの配置が少なく、緑の量は豊かであるものの、幼児の遊び場やコミュニティ形成の役割としての公園機能について十分でない状況がみられる。

○公園機能と類似する施設が存在する

- ・よく利用する公園以外の施設では、憩い・交流の場となる商業施設や文化施設、身近な社寺等の利用が多い。地区によっては公園数が少ない箇所もあるが、文化施設やスポーツ施設等の公共施設、住宅地や集落に多く点在する社寺等が存在し、学校等が利用されている。

○一部の地域でニーズへの不適合がある

- ・高い人口密度が維持される地区、高齢化率が高い地区、年少人口割合が高い地区等、地区によって人口特性や地域特性が大きく異なっており、公園の機能と地域のニーズが合っていない公園が存在している。

「利用」について

○市民アンケートより

- ・子・孫等の家族と一緒に遊ぶ他、散歩等の健康づくり、遊具での遊び、花や緑を楽しむことの目的が多く、複数の公園を使い分けて利用している。
- ・よく利用する公園では、各地域の中で比較的規模の大きな公園、施設が充実している公園が多く利用されている。
- ・身近な小さな公園への交通手段は、徒歩・自転車が約8割を占めているが、地区によって大きく差がある。市街化調整区域内では徒歩・自転車は約5割程度にとどまり、自家用車の割合が高くなっている。
- ・身近な小さな公園の満足度のうち、公園までの距離については、適当（ふつう）～多いが約8割、公園の広さは適当（ふつう）～広いが約7割となっている。
- ・身近な小さな公園に感じていることとして、遊具やベンチの老朽化等の施設の安全性や、伸びた雑草や樹木等の維持管理に不安を感じている人の割合が高い。一部の地区では、使い方の制約のため利用しにくいことへの意見が比較的多い。
- ・身近な小さな公園に求める役割は、幼児遊びや防災機能確保、健康づくりの順に意見が多くなっている。
- ・ボール遊びについては、許容する意見が多い一方で、安全な道具を使う、時間帯の利用等のルールを求める意見もある。

○子ども調査より

- ・小学生からはさまざまな遊具があり楽しい公園やボール遊びができる公園、中学生からは遊具より広い公園や交流できるスペースを増やしてほしい等、公園の魅力向上を望む意見が多い。
- ・保護者からは赤塚山公園はよく利用していることや遊具機能・維持管理面の向上、住居に近い場所での公園整備や運動施設整備への要望がある。また、外遊びの企画や遊具の汚れ等は自分たちで管理してもよいのか等の積極的な公園利用活動に向けた意見もある。

○町内会利用調査より

- ・身近な小さな公園で「清掃維持管理活動」、「子どもの遊びなどの活動」は多く、その他の活動として「防災活動、消防訓練」、「季節のイベント、お祭り」等がみられる。
- ・地域差はあるが、清掃活動以外では公園はほとんど利用されていない。

○位置情報ビッグデータより

- ・公園利用者は令和2年（2020年）以降から年々減少傾向となっている。
- ・利用者数やリピート率の多い公園と少ない公園が混在しているが、概ね公園面積が大きい公園では利用が多く、面積規模の小さい公園では利用が低くなる傾向がみられる。利用者層は公園によって異なり、子どもの利用は全体的に多いが、地区によっては多世代での利用もみられる。

○その他

- ・令和5年度における利用申請数をみると全355件の内、豊川公園と赤塚山公園で約5割を占めている。また、利用申請がある公園は全公園数の約2割に該当する51公園であり、残りの約8割の公園では利用申請がない状況となっている。

「管理」について

○市民アンケートより

- ・利用されていない公園のあり方については、「現状のままでよい」とする人は約1割で、多くの人が現状の機能見直しや集約・統合・廃止による他用途での有効活用を求めている。
- ・行政負担の考え方としては、「負担を増やし充実すべき」とした人は約1割程度で、約6割の人が「現状並みとすべき」や「減らすべき」としている。
- ・今後10年で50年以上経過する公園は100箇所程度となり、多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えている。市民アンケートでは、遊具等の劣化に関する不満の意見が多くみられる。
- ・人口減少が進む中、維持管理費は年々増加傾向にあり、特に施設の老朽化に伴う更新費や草類・樹木の伸長、増加に伴う管理費が増加している。市民アンケートでは、公園の雑草や樹木の管理不足に関する意見が多く、一部の地区からは公園を利用しない理由にもあげられている。

○町内会利用調査より

- ・管理形態について、従来からの直営方式の他、行政と地域住民との協働や指定管理者等によるものもある。
- ・管理団体の会員の高齢・少数化、担い手不足により、清掃活動等の継続が困難な団体も出てきている。
- ・機材等の貸出等の活動支援への要望や、活動状況についての情報発信を行い、活動を知ってもらいたいという意見や、活動と合わせた各種イベント(花壇づくり、地元小学校や中学校と連携した清掃活動等)をやりたいとの意見等がある。

2.7 本計画で対応すべき課題

■既存ストックの有効活用により「質」を高める

課題1 量より質を高める公園整備

- ・本市の1人当たり都市公園面積は、国が示す標準値である10㎡/人以上を確保しており、今後は既存ストックを有効活用し、量より質(施設面、運営維持管理面)を高めるための取組みが求められています。
- ・本市は、山や川等の良好な緑地環境に恵まれており、それらを公園配置にも活かしていくことが重要です。

課題2 公園配置の見直し

- ・機能が類似する公園が複数分布している箇所では、該当する公園の役割や利用状況等を勘案した上で、集約・統合も含めて配置の見直しを図る必要があります。
- ・利用が少ない公園、開発行為により提供される小さな公園、都市計画決定後に未取得・未整備が続く長期未整備の公園等の課題のある公園については、公園の適正配置の再編と活用方法の見直しが求められています。

■変化する利用ニーズに対応した公園機能や公園の使い方の見直し

課題3 利用実態に適合した機能配置

- ・子どもの成長や生活スタイルが変わることで、求められる公園へのニーズは常に変化し、公園規模や地域環境(まちの形成過程、土地利用の方針、人口構成、公園分布状況等)によって利用ニーズが異なっています。画一的な仕様になっている公園ではそのニーズに対応しきれないことから、ニーズに沿った公園機能、施設内容の見直し等ができる仕組みを含めた方針転換が必要となっています。

課題4 公園が使いやすくなる柔軟な使い方への転換、利用機会づくり

- ・公園を利用するさまざまな世代に憩いの場として楽しく過ごす空間を提供するため、公園の使い方に関する設定や周知、安全への配慮、快適な環境管理、公園を利用する機会づくりや情報発信等を行っていく必要があります。
- ・市民アンケートでは身近な小さな公園の役割として“幼児・児童の利用、健康づくり、防災”が重要と回答されており、遊具や広場の魅力化、スポーツ・レクリエーションが楽しめる環境整備、オープンスペースを活かした防災機能への配慮が求められています。
- ・本市の財政状況を考えると、常に変化する利用ニーズに対応するハード整備には限界があり、市民が利用したくなる公園とするにはイベント等のソフト事業による対応を含めた仕様や柔軟な使い方への転換等を再編に併せて取り組む必要があります。

- ・公園は近隣住民が地域への愛着を醸成する場としての役割もあり、公園の利用目的がない人も含めて多くの人が公園に訪れるような、きっかけづくりが求められています。

■効果的・効率的な公園整備と管理運営

課題5 更新時期にある公園の再整備

- ・経年劣化している公園施設については、早急な再整備や施設改修が必要です。その中で、類似した遊具が複数分布する地域では、各公園施設の差別化を図り、地域全体で公園の魅力を高める再整備や施設更新が求められています。

課題6 限られた財源を踏まえた整備、管理運営

- ・維持管理費が年々増加傾向にある中、人口減少や少子高齢化社会を勘案し、限られた財源の有効活用を図った効果的、効率的な公園の整備、管理運営が必要です。そのためには、維持管理コスト縮減に向けた取組みが重要となります。
- ・雑草や樹木等の管理が行き届いていない状況が利用低下の要因のひとつになっており、計画的で効率的な維持管理とともに、維持管理しやすい公園施設への見直しが必要となっています。

課題7 公園に関わる活動団体への支援や負担軽減

- ・清掃等の維持管理に関わる地元団体の活動継続についての課題は、メンバーの高齢化やそれに伴う人材の確保等があります。そのため、地元団体の管理を継続するために管理がしやすい公園にしていくことが求められています。また、地域と公園との継続的な関わりを持った公園管理・運営の仕組みづくりが重要であり、町内会等の公園活動に対し積極的に支援していく必要があります。
- ・公園の管理は町内会だけでなく、利用実態に即した団体等と連携を図る等、公園を取り巻く地域環境に応じた柔軟な管理形態が望まれています。
- ・公園施設の効率的な運営及びサービス水準の向上のため、指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等の民間活力導入を推進していく必要があります。